



りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 10 月 1 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海】

「中華人民共和国外貨管理条例の改訂について」

2008年8月6日、国務院は「外貨管理条例」を改訂公布、即日施行しました。今回は1997年以來の全面的な改訂となります。近年、中国への投機資金が増加していることや、外貨準備高の急激な伸長等を背景に、中国への資金流入管理を強化する狙いがあるのと同時に、時代の変化と共に、海外直接投資に関する審査の簡素化や、デリバティブ業務に関する管理原則などが新たに規定されています。主な改訂内容は以下の通りです。

1. 中国国外での外貨保有について

(外貨經常取引の強制的な売渡し規制を廃止し、海外でも外貨の保有ができるようになります。)

改訂前	①外貨収入の海外での保管を認めない。 ②經常取引で取得された外貨収入は指定銀行で人民元に両替する事を義務づけ。
改訂後	①外貨収入を海外で保管できる。 ②經常取引で取得した外貨収入は、国家の関連規定に従い、人民元・外貨等両替業務を行なう金融機関に売り渡すことができる。

2. 国境を越える外貨資金の管理強化について

(国境を越える外貨資金の管理を強化させ、外貨の流出と流入が均衡するよう管理を行います。)

改訂前	外貨管理機関は外貨業務全般に対し監督管理する権利を有するが、詳細な規定はなし。
改訂後	外貨管理機関の監督検査を行なう権利を明確に記載。 ①經常項目の外貨収支は真実、合法的な取引の存在が求められる。 ②資本項目の外貨及び外貨から人民元転した資金は関連主管部門及び外貨管理機関が批准した用途に限り使用可。 ③不法な外貨流入や違反行為に対する処罰を強化し、外貨管理機関は監督検査を行なう権利がある事を規定。

3. 海外直接投資の審査手続の簡素化について

(海外直接投資に関する行政審査手続を簡素化させた他、国内から国外向けの商業ローンの取組が可能となります。)

改訂前	中国国内法人による国外への投資は事前に許可を得る必要がある。
改訂後	中国国内法人による国外への投資を登録制に変更。 銀行等の金融機関は経営範囲として批准を得ていれば直接国外に商業ローンを提供することができる。

4. 中国国外機関・個人の有価証券投資・デリバティブ業務に対する管理原則について

(中国国外機関が中国国内で行なう投資・デリバティブ業務に対して管理条項を設けます。)

改訂前	中国国外機関、国外個人による中国国内での有価証券の発行またはデリバティブ商品の取引に従事することに対し制限あり。
改訂後	中国国外機関、国外個人による中国国内での有価証券の発行またはデリバティブ商品の取引に従事することに対し、許可制を導入。

近年、中国国境を越える資金の量は増加しており、実情の把握が当局にとり重要な課題となっています。上述の通り、今回の改訂は中国へのホットマネー流入の抑制や、国際収支均衡化等のための管理強化が目的ですが、「新外貨管理条例」はあくまでも外貨管理に関する方針を定めたものであり、実際の運用方法については各実施細則の発表後に行われる事となります。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京) 電話 03-5223-6672

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載